

県南広域振興局長告示第69号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を廃止する。

平成25年4月5日

県南広域振興局長 遠藤達雄

- 1 路線名 南笹間黒沢尻線
- 2 廃止の区間 花巻市中笹間15地割7地先から288番1地先まで
- 3 廃止の期日 平成25年4月1日
- 4 廃止の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 県南広域振興局土木部花巻土木センター
  - (2) 期間 平成25年4月5日から同年5月7日まで